



市 からの 連絡 帳

税・年金・届け出

固定資産税の 土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。

時 4月1日(金)～5月31日(火)

場 資産税課(田無庁舎4階)

※保谷庁舎では縦覧できません。

対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者

②①の同居の親族

③①の委任を受けた方

④納税管理人

持 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など顔写真の入った証明書、または5月2日(月)に発送予定の納税通知書)

※代理人の場合は委任状が必要

※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内

に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

※「固定資産名寄帳」の縦覧方法は従来通りですが、縦覧期間中は手数料が無料となります。

※平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度から納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路^{など})は表示していません。

◆資産税課 田 (☎042-460-9829・9830)

市税・国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

時 4月9日(土)・10日(日)

午前9時～午後4時

場 市税…納税課(田無庁舎4階)

国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行^{など}

◆納税課 田 (☎042-460-9832)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9824)

国民年金の学生納付特例制度

平成28年度学生納付特例の受付が4月から始まります。申請は毎年度必要です。

□引き続き学生納付特例を利用する方
日本年金機構から送付される申請書(はがき)に記入のうえ、郵送してください。※はがきは、3月30日～5月20日に順次発送予定

※新しい学校に入学または留年などの場合は再度窓口での申請が必要

□初めて学生納付特例を利用する方

対 次のいずれかに該当する学生

●申請年度前年の本人所得が一定額以下
●失業、天災などに遭ったことが確認できる

※一部非対象校あり

※20歳以上の方は、国民年金資格取得手続きが必要

□申請

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 年金手帳または基礎年金番号通知書・学生証(写し可。両面をコピー)または在学証明書

※申請用紙は日本年金機構HPからダウンロード可

※本制度を利用した期間は、年金の受給に必要な期間(25年間)に含まれますが、年金の受給額には算入されません。受給額を増やすには、10年以内に納付(追納)が必要です(承認から3年度目以降の納付は、加算金が付きます)。

問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

年度初めの市民課窓口混雑予想

4月の年度初めは、住民票の異動やマイナンバーカード(個人番号カード)の交付などのため、窓口の大変な混雑が予想されます。

特に混雑が予想される月・金曜日を避けるなど、混雑の緩和にご協力ください。

◆マイナンバーカード交付システムのトラブルについて

システムが不安定になる状態が断続的に続いており、システムトラブルがあった場合は受付から交付までに1時間以上お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

◆来庁の際は公共交通機関のご利用を

市庁舎駐車場は有料時間貸駐車場です。市役所で手続きをする方は1時間まで無料ですが、混雑時に待ち時間が長くなり超過した分は有料になります。駐車台数にも限りがありますので、ご協力をお願いします。

◆市民課 田 (☎042-460-9820)
保 (☎042-438-4020)

福祉

介護保険の小規模なデイサービスが「地域密着型デイサービス」に変わります

小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下で、3月31日時点で東京都の通所介護事業所に指定)を利用している要介護1～5の方は、4月1日から「地域密着型デイサービス(地域密着型通所介護)」に移行します。

4月1日以降、市内の当サービスを利用できるのは、原則として本市の介護保険の被保険者のみとなります。詳細は、

ご利用のデイサービスの事業所または下記へお問い合わせください。

◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4030)

障害福祉課窓口到手話通訳者配置

両庁舎での手続き・相談などで必要な場合に手話通訳をご利用ください。

□平成28年度の手話通訳者配置日程
各日午後1時～5時

保谷庁舎 (第2水曜日)	田無庁舎 (第4水曜日)
4月13日(水)	4月27日(水)
5月11日(水)	5月25日(水)
6月8日(水)	6月22日(水)
7月13日(水)	7月27日(水)
8月10日(水)	8月24日(水)
9月14日(水)	9月28日(水)
10月12日(水)	10月26日(水)
11月9日(水)	11月24日(水)※
12月14日(水)	12月28日(水)
1月11日(水)	1月25日(水)
2月8日(水)	2月22日(水)
3月8日(水)	3月22日(水)

※祝日に当たるときは翌開庁日

配置日以外にも手話通訳者などの派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◆障害福祉課 保 (☎042-438-4034)

子育て・教育

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給される児童扶養手当および中・重度の障害のある子どもを養育している方に支給される特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.8%引き上げになりました。

□改定後の額(月額)

●児童扶養手当…全部支給4万2,330円、一部支給4万2,320円～9,990円(所得に応じて10円刻み)

※第2子の5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算額は変更なし

●特別児童扶養手当…重度障害児(1級該当)5万1,500円、中度障害児(2級該当)3万4,300円

※支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

◆子育て支援課 田 (☎042-460-9840)

ひきこもりサポートネット訪問相談

「東京都ひきこもりサポートネット」では、電話・メール相談に加えて、ひきこもりの問題を抱えているご家庭を訪問し、相談に応じる事業を行っています。

対 都内在住で、ひきこもりの本人が15歳(中学生を除く)～おおむね34歳で、6カ月以上ひきこもり状態が続いている方(訪問相談は1人おおよそ5回^{程度})

申 児童青少年課(田無庁舎1階)

※申し込み後は「東京都ひきこもりサポートネット」の相談員に引き継ぎます。詳細は、HP <http://www.hikikomori-tokyo.jp/>をご覧ください。

◆児童青少年課 田 (☎042-460-9843)

4月1日から「障害者差別解消法」施行

障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。障害のある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害のある方で、「差別された」と感じたら障害福祉課までご相談ください。

◆障害福祉課 保 (☎042-438-4033)

本法の ポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
役所など 公共機関	禁止 してはいけません	法的 しなければならない
民間事業者	禁止 してはいけません	努力 するように努める

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

□不当な差別的取扱い

障害を理由に正当な理由なく、サービスの利用を拒否したり条件を付けたりすること

たとえば…

- 車いすを利用していることを理由に入店を断る
- 「障害がある」という理由だけで、スポーツクラブの入会やアパートの賃貸契約を断る

※ほかに方法がない場合など、該当しないこともあります。

□合理的配慮の不提供

障害のある方から何らかの配慮を求められたときに合理的な配慮をしないこと

たとえば…

- 聴覚障害のある人に音声だけでしか伝えない
対 応 例 → 掲示や筆談、手話通訳者の配置・派遣
- 視覚障害のある人に書類だけ渡し読み上げない
対 応 例 → 読み上げ、音声版資料の作成
- 知的障害のある人に分かりやすく説明しない
対 応 例 → 簡単な言葉遣い、ふりがな、丁寧な説明

※合理的配慮は、負担になり過ぎない範囲で行うこととされており、配慮のために多額の経費が掛かる場合などは、ほかに方法を考えることになります。

ご存じですか? ヘルプカード

ヘルプカード

ヘルプカードとは、障害のある人が携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。いざというときに手助けしてもらいたいことや、配慮が必要なことなどを情報記載用シールに記入し、カードに貼ることができます。

ヘルプカードは「手助けが必要な人」と「手助けがしたい人」を結ぶカードです。障害福祉課(両庁舎1階)の窓口で配布しています。

